

水質汚濁防止法 排水基準適用事業場
特定施設の設置者 各位

千葉市長 神谷 俊一
(公印省略)

水質汚濁防止法の適切な運用について (通知)

日ごろから、本市の環境行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

報道等でご承知のとおり、令和4年度、千葉県内の事業場である日本製鉄株式会社において、シアン流出事案や水質測定結果の不適切な取扱い事案等が判明しました。これを受け、千葉県は有識者からの意見聴取等を行い、本年8月、「日本製鉄株式会社によるシアン流出事案等に係る報告等に対する評価書(令和5年8月)」をとりまとめました。

水質汚濁防止法(以下「法」という。)では、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としており、法の適切な運用が求められています。

皆様におかれましても、水質汚濁の未然防止について重大な社会的責任を有することを再認識いただき、評価書記載の対策も参考として、改めて法及び関係法令等の遵守の徹底をお願いいたします。

また、法に基づく特定施設等の設置及び変更の届出(法第5条第1項、法第7条)、排水基準の遵守(法第12条第1項)、排出水の汚染状態の測定・記録・保存(法第14条第1項)、事故時の措置(法第14条の2第1項)並びに事業者の責務(法第14条の4)に関する留意事項等を別添のとおり送付いたしますので、業務の参考としてください。

なお、千葉県においても、所管する排水基準適用事業場特定施設設置者に対し、水質汚濁防止法の施行に係る留意事項等について周知を行っている旨申し添えます。

千葉市環境局環境保全部環境規制課
水質班
電話 043-245-5194